## 者のための

## ~ 解雇トラブルを防ぐために~

岡崎商工会議所

本年1月、改正労基法が施行され、「解雇規定整備」をめぐり企業側の"解雇権"の 濫用法理が法律上明記されました。 雇用情勢の厳しい中、賃金や退職金をめぐり「些 細なこと」がトラブル(労働事件)となり、裁判となるケースが起こっています。

今回「人事担当者のための労働判例」と題し、最近の労働事件をもとに雇用管理の 基本的な考え方と解雇等トラブル防止のポイントについて、下記のとおりセミナーを開 催いたしますので、是非、ご受講くださるようご案内申しあげます。

記

平成16年 5月24日(月) لح き 午後2時~4時

岡崎商工会議所 中ホール(2F) ところ

岡崎労働基準監督署 講 師

> 署長 杉浦 誠 氏

ひまわり法律事務所

弁護士 藤井 成俊 Et.

受講料 無料

**5月20日(木)までに** お電話又はFAX、E-mail にてお申込みください。 お申込み

問合せ 岡崎商工会議所:経営支援センター 担当:杉浦 Tel:53-6190

> Fax: 53-0101 E-mail sugiura@okazakicci.or.jp

岡崎商工会議所 行 (FAX:53-0101)

参加者名

雇用管理セミナー「人事担当者のための労働判例」(5/24)参加申込書

事業所名	TEL	-

ご質問等がございましたら、ご記入ください。

主な内容

- ・労働基準法の改正のポイ ント
- 弁護士からみた最近の労
- −方的な解雇は有効 or 無
- 解雇権の濫用って?
- ・トラブル防止のための事 前策は?